第六條　大会ハ本会ノ最高決議機関ニシテ、大会代議員、本部役員ヲ以テ構成シ、本会ノ重要事項ヲ審議決定ス、但シ本部役員ハ発言権ヲ有スルモ決議権ヲ有セズ。

第七條　大会ハ毎年一回執行委員会ニテ決定セル期日、場所ニ於テ開催ス、但シ加盟組合三分ノ一以上ノ要求アリタル時、又ハ執行委員会ノ必要ト認メタル場合ハ臨時大会ヲ開催スルコトヲ得。

第八條　大会代議員ハ各組合ヲ選挙スルトシ、其ノ選出方法ハ執行委員会ニ於テ決定ス。

第九條　大会議長及副議長ハ大会ニ於テ選挙シ、議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ決シ、可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス。

第十條　執行委員会ハ毎月一回執行委員長之ヲ召集ス、但シ執行委員三分ノ一以上ノ要求アリタル時、又ハ常任執行委員会ノ必要ト認メタル場合ハ執行委員長之ヲ召集スルモノトス。

第十一條　執行委員会統制ノ下ニ左ノ部門ヲ置ク
(一)組織部　(二)宣傳部　(三)教育出版部　(四)事務部
(五)財政部　(六)調査部　(七)政治部　(八)婦人部　(規約一)

第十二條　各部門部長ハ常任執行委員之ヲ分擔シ、部員ハ執行委員会任免ス、各部門細則ハ執行委員会ニ於テ別ニ之ヲ定ム。

第十三條　常任執行委員会ハ本会常務ノ執行機関ニシテ、執行委員長、